

令和6年第10回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和6年10月17日(木) 午前8時58分～9時20分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	2番 森 山 栄 治
	3番	加 藤 浩 揮	4番 佐 藤 陽 介
	5番	今 隆 俊	6番 石 澤 孝 知
	7番	長 内 康 之	8番 木 村 功
	9番	工 藤 勝 彦	10番 工 藤 元 伸
	13番	佐 藤 国 雄	

4 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	山 口 貴 佳	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
・黒石地区	高 木 一 弥	・六郷地区	村 上 誠

5 付議案件

報告第19号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第39号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第40号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第41号	黒石市農地利用最適化推進委員の辞任について

6 事務局職員	事務局長	佐 藤 久 貴
	事務局長補佐	村 上 大 樹
	主事	工 藤 慎 也
	主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和6年第10回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、9番工藤勝彦委員、10番工藤元伸委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第19号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和6年9月受理分は、相続が5件、総面積32,437㎡、田が13筆21,986㎡、平畑が12筆6,923㎡、樹園地が3筆3,528㎡となっております。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第39号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事	議案第39号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請の提出があったので審議を求めるものです。 4ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。

	受付番号１５番は、大字高館字乙高原の樹園地、外１筆合計４，５７６㎡を新規農家のため、１０年間貸借するものです。 受付番号１５番は、新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 ５ページに移ります。 (２) 所有権移転です。 受付番号５６番は、大字浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、外２筆合計１，７１７㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号５７番は、大字北田中字村後北の畑、１，０８８㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。 受付番号５８番は、大字牡丹平字焼山の樹園地、外９筆合計１１，７９０㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 ６ページに移ります。 受付番号５９番は、大字牡丹平字焼山の樹園地、外２筆合計６，８５７㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号６０番は、大字上十川字柳澤の田、３９㎡を贈与により取得するものです。 受付番号５７番は、新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、９番工藤勝彦委員に報告をお願いします。
工藤勝彦委員	今回申請があった農地について、去る１０月８日、木村功委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (１) 使用貸借権設定です。 受付番号１５番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。 申請人は、りんごを栽培している妻の実家のもとで、農作業の手伝いをしており、独立して営農したいという思いが強くなっていたところ、知り合いの譲渡人から高齢により、営農していくことが難しくなったため、代わりに耕作してほしいと相談されたことから、申請に至ったとのことです。 農業機械等は、妻の実家から借り受けし、妻の父から技術指導等を受けるとのことです。 栽培作物はりんごで、出荷先は弘前中央青果を考えており、また、農協の組合員にも加入する予定のため、収量が増えれば農協への出荷も検討しているとのことです。 将来は、妻の実家が経営している樹園地を継承し、経営規模を拡大してい

		きたいとのことで、農業への意欲もあることから農地を取得することに問題はないと思われます。 (2) 所有権移転です。 受付番号56番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号57番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。 申請人は、家庭菜園をしたいと思い、事務局のあっせん申し出情報から申請地を見つけ、申請に至ったとのことです。 農業機械等は、耕運機や肩掛式草刈機を所有しており、農業高校を卒業後、友人の実家でりんごや野菜畑の農作業の手伝いをしていた経験を活かして耕作していくとのことです。 自家消費を目的とした野菜と花の栽培をしていくとのことで、農業への意欲もあることから、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号58・59番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はそれぞれりんごの栽培が行われます。 受付番号60番は、贈与による申請です。現況は田で、権利取得後は野菜の栽培が行われます。 今回申請があった6件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第39号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第40号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事		議案第40号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙8ページから説明いたします。 受付番号5番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は竹田町、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は255㎡、普通住宅建設用地とするため、取得するものです。 農地区分は、第一種農地に該当し、転用許可要件である「集落接続」に該当しているため、転用許可の見込みがあるものと考えられます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があ

		ります。 以上です。
議 長		それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、9番工藤勝彦委員に報告をお願いします。
工藤勝彦委員		今回、5条申請があった土地について、去る10月8日、木村功委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り調査、現地調査並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号5番は、普通住宅建設用地として取得するための申請です。場所は、黒石病院から南東へ約1,120mの場所に位置しています。土地の選定理由を聞き取りしたところ、実家の農業を継ぐことや高齢の祖母と父の面倒をみるため、実家に近く利便性が高い申請地を選定したとのことです。 申請地の北、西、東側には畑があるものの、自己所有地であるため土砂流出等について問題はなく、適正な管理を行うとのことです。また、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、浸透槽を使用し、雨水は浸透枳及び表面浸透することによって転用することに問題はないと思われます。 以上です。
議 長		ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第40号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第41号「黒石市農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐藤事務局長		議案第41号「黒石市農地利用最適化推進委員の辞任について」説明いたします。10ページをご覧ください。 去る令和6年10月1日、山形地区担当推進委員であります山口貴佳推進委員から一身上の都合により、黒石市農地利用最適化推進委員に関する辞任届が、会長宛に提出されました。農業委員会等に関する法律第23条では「推進委員は、正当な事由がある場合は、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されておりますので、本総会の議決をもって、農業委員会の同意とするものです。 委員会の同意が得られた場合、山口推進委員の辞任日は10月17日、本日付けとなりますので、ご審議ほどよろしく願いいたします。また、農地利用最適化推進委員の補充については、本議案議決後に、ご説明させていただきます。 以上です。
議 長		ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第41号は、原案のとおり決定いたします。引き続き、欠員の補充について事務局の説明をお願いします。
佐藤事務局長	ただいま農業委員会の同意が得られましたので、山口推進委員については、本日付けで退任することになります。長い間、大変お疲れさまでございました。また、これからも色々とお世話になることも多々あると思いますので、ご指導並びにご協力のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、推進委員の補充についてですが、黒石市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第7条では、「既定の手続きに従い、速やかに、その補充に努めなければならない」とされており、今月の23日から推進委員の募集等を進めてまいります。募集等は、市の掲示板への掲示、市HPへの掲載、市広報への掲載、そのほか農業委員会が認める方法で行います。 その後、12月に選考委員会を開催し、その決定内容を第12回の総会において承認を求めることとなります。なお、任期については前任者の期間を引き継ぐこととなりますので、令和9年4月30日までです。詳しいスケジュールですが、10月23日から11月22日までの1ヶ月間、農地利用最適化推進委員の募集をします。11月5日には、募集状況の中間報告を公表します。その後、11月25日、募集状況の最終報告を公表し、12月20日に、選考委員会を開催、選考委員会の決定内容を同日開催の第12回総会で承認していただくこととなります。 また、12月23日には、木立会長から新たな推進委員へ辞令交付を予定しております。 以上となります。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本日の議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和6年第10回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。 令和6年10月17日

議 長 木 互 康 行

議事録署名者 工 藤 勝 彦

議事録署名者 工 藤 元 伸